

## 一部市町村のヒアリング結果について（参考）

〔資料1-2〕

### 1 概要

- 一部市町村に対してヒアリングを行い、医療的ケア児者の具体的な把握方法について現状を確認した。

### 2 調査対象市町村

- 5市2町（圏域及び人口規模に偏りがないよう幅広く選定した。また比較的調査が進んでいるとされる市町を中心にヒアリングを行った。）

### 3 ヒアリング結果

把握方法	児	○出生時～未就学児までは、母子保健担当課で把握 ○保健センターが集約窓口となり把握 ○協議の場で情報を共有・把握 ○支援者用に相談フロー図を作成し、情報受入体制をとっている。
	者	○相談員からの情報提供 ○事業書経由で把握
	全体	○庁内関係課への照会で把握 ○県の元年度調査様式をベースに独自に事業所等経由で把握 ○児者ともに支給決定で把握可能 ○サービス利用者、障害者手帳で把握可能 ○市町村事業（障害児看護訪問事業等）利用者から把握可能 ○医療的ケア児等コーディネーターや保健師や各所属に配置されているため情報提供可能
取扱方法	○協議の場で活用 ○庁内関係所属間はシステム上で共有 ○必要に応じて庁内関係所属と共有 ○コーディネーター連絡会や個別ケース検討時に活用	
個人情報・同意書の考え方	○口頭で同意を取得している。 ○コーディネーターが事前に口頭で同意をとってくれている。 ○庁内関係課との共有は、個人情報保護に関する事務マニュアルで定めており、庁内では共有可能である。 ○それぞれ必要とする部署ごと口頭で同意をとっている。 ○協議の場を設置するにあたり庁内関係課で情報共有するため、同意書を作成し記載を依頼している。 ○基本的に同意書はとっていない。	
意見・課題	<p>【市町村において把握が難しいとされる対象者】</p> <p>○サービス未利用者 ○医療行為のみで完結している者（訪看のみ利用含む） ○難病患者・小児慢性特定疾病児童等の県が情報を保有する対象者 ○転入者 ○手帳未所有者</p> <p>○支給決定及びサービス利用計画のうち、医ケアの内容が未記載である者 ○夜のみの酸素吸引、一型糖尿病患者 ○中途発症の対象者 ○他市の事業所利用者</p> <p>【その他の意見・課題】</p> <p>○調査依頼機関に限られるため、新しい対象者の掘り起しは限られる。 ○年齢が大きくなるにつれ、行政との関わりが少なくなり、把握できなくなっている。</p> <p>○把握数が限られるため、回答率が低くなる可能性がある。 ○本人への配布の可能であるが、行政が独自に認知している人に送付するのは、説明が必要である。</p>	
その他	<p>○調査依頼の際は、定義・範囲をしっかりと決めてほしい。ケアといっても範囲が広い（導尿のみ、一型糖尿病患者の把握も必要なのか） ○対象者本人の負担のないような調査を希望する。</p> <p>○対象者に回答のメリットを示してほしい。 ○県としてこの調査を今後どのように取扱うのか示してほしい。 ○施策に反映できるような項目としてほしい。自由記述が多いと個人単位での困りごとを記載いただくため、課題の抽出ができないため、割合が出せるようにしてほしい。 ○調査及び集計は電子にしてほしい。 ○本人への直接郵送は意図が伝わりづらい可能性がある。</p> <p>○ニーズが拾えても社会資源不足のため、他市町に頼らざるを得ない状況である。 ○県と計画策定年度が同じため、同一の対象者に類似の調査資料を送付する可能性がある。</p>	

### 4 まとめ

- 市町村においての医療的ケア児者数の把握は進んできており、既に把握している対象者への送付は可能である。今後はネットワーク構築事業に取り組むことにより、新たに地域で暮らす医療的ケア児者の把握も進んでいくと考えられる。
- しかしながら、サービス未利用者のような行政と繋がりのない対象者については、把握が難しいことから市町村内の相談支援事業所等と連携するなどして、把握に努めていただく。
- 県は定義・範囲・項目をしっかりと示すことで、市町村の負担軽減に努める。